

Hong Kong Tax Alert

18 March 2019
2019 Issue No. 6

2018/19年度の事業所得税申告の開始

内国歳入庁(IRD)は、2019年4月1日付で各社宛に2018/19年度の事業所得税申告書を発行します。このタックス・アラートでは、2018/19年度の事業所得税申告書の提出期限やIRDに対する課税所得の通知についてご案内いたします。

2018/19年度の申告書を提出するにあたっては、事業所得税申告書の提出とともに、附属別表でさらなる詳細な情報を提供する必要があります。この追加情報を求める目的は、納税者の優遇税制への適格性を判断するとともに、香港の移転価格税制への遵守を確保するためのものです。

さらに、2018/19年度の申告書を提出する際には、申告を時価基準と実現基準のいずれかで行うかを検討する必要がある可能性があります。

事業所得税申告書及び附属別表の提出、または申告の前提に関してご不明な点がございましたら、税務担当者までご連絡ください。

2018/19年度の事業所得税申告の提出期限

2019年4月1日にIRDから事業所得税申告書(すなわち、BIR51またはBIR52申告書)が発行され、2019年3月31日に終了する課税年度(2018/19年度)の事業所得税申告が始まります。IRDは実務上、課税所得があると思われる、もしくは特定の条件に該当する企業やパートナーシップに対して、毎年4月初めに事業所得税申告書を発行します。

通常、発行日から1ヶ月以内に申告書を提出する必要がありますが、会計事務所が税務申告を代行する場合に申告期限を延長することができる延長申請制度が長期にわたって採用されています。2018/19年度の延長申請制度の下では、2019年4月1日に発行された申告書の提出期限は以下のように延長されます。

納税者の決算日	延長後の提出期限
2018年4月1日～ 2018年11月30日 (会計期間コード "N")	延長なし 2019年5月2日(木)
2018年12月1日～ 2018年12月31日 (会計期間コード "D")	2019年8月15日(木)
2019年1月1日～ 2019年3月31日 - 課税所得がある場合 (会計期間コード "M")	2019年11月15日(金)
2019年1月1日～ 2019年3月31日 - 欠損が生じた場合	2020年1月31日(金)

事業所得税申告書が発行されておらず、課税所得が発生した場合の通知

事業所得税申告書が発行されていなくとも、課税年度において課税所得(繰越欠損金相殺前)がある場合、納税者はその旨をIRDに通知する必要があります。この通知は、当該課税年度の末日から4ヶ月以内に内国歳入庁長官(以下「CIR」)に書面で提出する必要があります。

納税者の課税年度は会計上の決算日に基づいて決定されるため、納税者の課税所得通知の期限も決算日によりそれ異なります。例えば、決算日が2018年6月30日の会社は2018年10月31日までに、決算日が2018年9月30日の会社は2019年1月31日までに、IRDに対して2018/19年度の課税所得通知を行う必要があります(各社の決算日から4ヶ月以内)。

合理的な理由なく規定された期限内にIRDに通知しなかつた場合、最大でHK\$10,000と、未申告税額の3倍を上限とした罰金が課される可能性があります。

しかし、納税者が毎年税務申告を行っており、当期も通常通り申告書が発行されると予想される場合には、IRDに対して課税所得通知を行う必要はありません。逆に、課税所得を有する納税者が、IRDから申告書を毎年発行しない旨の通知を事前に受けている場合や、納税者が事業を最近開始したばかりである場合には、規定された期限内にIRDに課税所得通知を行う必要があります。

新たな附属別表S1～S10

特定の納税者は、2018/19年度の事業所得税申告にあたって、BIR51またはBIR52申告書を記入するだけでなく、さらに詳細な情報を附属別表S1～S10で申告する義務が生じます。この要件は次の納税者に該当します。

1. 2段階の事業所得税率制度への適用を選択し、香港の上場企業グループに属さず、香港で事業を行っている関連事業体を持つ
2. 香港またはその他の国・地域で国別報告書(以下、「CbCR」)の提出義務を負う多国籍企業グループに属している
3. IRDから移転価格事前確認を取得している
4. 香港非居住関連者との取引を行っている
5. 内国歳入法(以下「IRO」)のセクション16Bに基づくR&D費用の損金算入を申告している
6. IROのセクション16IIに基づくエネルギー効率の高い建築物の設置費用の損金算入を申告している
7. 香港の優遇税制に該当する次の事業者:
 - a. 船舶オーナー
 - b. 再保険専門会社
 - c. キャプティブ・インシュアランス会社
 - d. 適格コーポレート・トレジャリー・センター
 - e. 適格航空機リース事業者
 - f. 適格航空機リースマネジメント事業者

なお、これらの附属別表は、IRDが納税者に送付する紙のBIR51またはBIR52申告書には同封されません。

その代わりに、納税者は附属別表S1～S10のいずれかを記入する必要がある場合、IRDのホームページ¹から関連する電子版の申告書を入手して記入することになります。納税者は関連する電子版の申告書に記入した後、それらを印刷して署名の上、BIR51申告書またはBIR52申告書とともにIRDへ提出する必要があります²。

これらの別表の詳細については、2019年2月1日に発行した弊事務所のタックスアラートをご参照ください。

時価基準と実現基準のいずれで申告することが可能

背景

多くの金融商品は、香港財務報告基準第9号(HKFRS第9号)に基づいて、時価基準で会計処理することが要求されています。当該会計基準では、金融商品から生じる損益を会計上認識し、税務目的では未実現または見込とみなされます。

2013年11月の最終法院のNice Cheer³案件に対する判例の通り、未実現損益は課税所得を構成しません。よって、納税者がHKFRS第9号に基づいて財務諸表を作成する場合、税務申告を行う際において税務調整を行わなければなりません。

しかし、Nice Cheer案件の判決にかかわらず、多くの納税者は、時価基準で税務申告することを希望しています。そうすることで、納税者は申告目的で取引を実現基準で追跡する手間を省くことができるからです。

これらの要請に対して、IRDは、暫定的な行政措置として、2013/14年度以降の税務申告書においては、時価基準で課税所得を算出したとしても受理する旨を公表しました。

より明確な方向性を示すため、上述の暫定的な行政措置をIROに成文化する新法が可決され、2018/19査定年度から適用されます。

新法で必要となる申告基準の選択一移行及び取下げに関する具体的な規定

すべての納税者にとって、実現基準に基づく租税査定が基本姿勢となります。HKFRS第9号に基づく財務諸表を作成し、税務上の取扱いを会計処理と一致させたい場合は、新法に従って書面による選択を行うことができます。

いったん、この会計上の取扱いと税務上の取扱いの一致を選択すると、当該年度とその後のすべての年度の評価に適用されます。言い換えれば、関連する金額が香港源泉でかつ収益的取引である場合、当該財務諸表に反映されている損益は、実現しているか未実現かどうかにかかわらず、原則的に益金または損金算入の対象となります。

さらに、当該選択に伴い、Nice Cheer案件に基づいて課税計算の対象から除外されていた過年度のすべての損益は、選択を行った評価年度において課税対象または損金算入となります。

当該選択は、(i) 納税者がHKFRS第9号に基づく財務諸表の作成を中止した場合または、(ii) CIRが、納税者による選択取り下げの書面申請を承認する場合において失効します。CIRは当該取下げについて、商業上の理由があり、租税回避が主目的または主目的の一つではないと認めれば、当該申請を承認する可能性があります。当該取下げは、CIRが指定した評価年度から適用されます。

上記の(i)または(ii)の場合、納税者が当該取下げ年度直前の査定年度末までに保有するすべての金融商品は、当該取下げ年度の初日での公正価値により処分・再取得され、または分配・再承継されたとみなされます。

新法における規定の詳細については、2018年11月15日及び2019年2月20日に発行した弊事務所のタックスアラートをご参照ください。

事業所得税申告書及び附属別表の提出、または申告の前提に関して、ご質問等がございましたら、税務担当者にご相談下さい。

1. 2018/19年度事業所得税申告書及び附属別表の記載例はこちら: www.ird.gov.hk/eng/tax/taxrep.htm
電子版の申告書は2019年4月1日より、右のリンクから入手可能となります: www.ird.gov.hk/e_pfr
2. 電子版の事業所得税申告書を提出する適格中小企業は、附属別表S1～S10を記入する必要はありません。
3. Nice Cheer Investment Limited v CIR FACV 23/2012

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Jim Hunter
Asia-Pacific Tax Leader
+852 2849 9338
jim.hunter@hk.ey.com

Ian McNeill
Asia-Pacific Financial Services Tax Leader
+852 2849 9568
ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services

Financial Services

David Chan
Tax Leader for Hong Kong and Macau
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

Paul Ho
Tax Leader for Hong Kong
+852 2849 9564
paul.ho@hk.ey.com

Business Tax Services

Business Tax Services

Hong Kong Tax Services

Florence Chan
+852 2849 9228
florence.chan@hk.ey.com

Sunny Liu
+852 2846 9883
sunny.liu@hk.ey.com

Agnes Chan
+852 2846 9921
agnes.chan@hk.ey.com

Wilson Cheng
+852 2846 9066
wilson.cheng@hk.ey.com

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

Chee Weng Lee
+852 2629 3803
chee-weng.lee@hk.ey.com

May Leung
+852 2629 3089
may.leung@hk.ey.com

Grace Tang
+852 2846 9889
grace.tang@hk.ey.com

Karina Wong
+852 2849 9175
karina.wong@hk.ey.com

Jo An Yee
+852 2846 9710
jo-an.yee@hk.ey.com

Global Compliance and Reporting

Michael Stenske
+852 2629 3058
michael.stenske@hk.ey.com

China Tax Services

Ivan Chan
+852 2629 3828
ivan.chan@hk.ey.com

Lorraine Cheung
+852 2849 9356
lorraine.cheung@hk.ey.com

Becky Lai
+852 2629 3188
becky.lai@hk.ey.com

Carol Liu
+852 2629 3788
carol.liu@hk.ey.com

Tax Technology and Transformation Services

Albert Lee
+852 2629 3318
albert.lee@hk.ey.com

International Tax Services

International Tax Services

International Tax Services

International Tax Services

Alice Chan-Loeb
+852 2629 3882
alice.chan@hk.ey.com

Cherry Lam
+852 2849 9563
cherry-lw.lam@hk.ey.com

Jeroen van Mourik
+852 2846 9788
jeroen.van.mourik@hk.ey.com

Aaron Topol
+852 2675 2980
aaron.topol@hk.ey.com

James Badenach
+852 2629 3988
james.badenach@hk.ey.com

Jacqueline Bennett
+852 2849 9288
jacqueline.bennett@hk.ey.com

Adam Williams
+852 2849 9589
adam-b.williams@hk.ey.com

Transfer Pricing Services

Transfer Pricing Services

Martin Richter
+852 2629 3938
martin.richter@hk.ey.com

Kenny Wei
+852 2629 3941
kenny.wei@hk.ey.com

Justin Kyte
+852 2629 3880
justin.kyte@hk.ey.com

Transaction Tax Services

Transaction Tax Services

David Chan
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

Jane Hui
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

Tami Tsang
+852 2849 9417
tami.tsang@hk.ey.com

Eric Lam
+852 2846 9946
eric-yh.lam@hk.ey.com

Rohit Narula
+852 2629 3549
rohit.narula@hk.ey.com

Indirect Tax Services

People Advisory Services

Andy Leung
+852 2629 3299
andy-sy.leung@cn.ey.com

Ami Cheung
+852 2629 3286
ami-km.cheung@hk.ey.com

Robin Choi
+852 2629 3813
robin.choi@hk.ey.com

Jeff Tang
+852 2515 4168
jeff.tk.tang@hk.ey.com

Paul Wen
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young Tax Services Limited.

All Rights Reserved.

APAC no. 03008063

ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

